

## 政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化の課題

### 1 オンライン化により想定されるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
会派及び議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登庁して提出する必要がない。</li> <li>・日時に関わりなく提出できる。</li> <li>・議会のデジタル化が進む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠書類など多くの書類を電磁的記録として作成する必要がある。</li> <li>・データ容量の関係で送信に手間が生じる。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類の保管スペースが必要なくなる。</li> <li>・目かくし用テープなどを使用したマスキング作業が必要なくなる。</li> <li>・複数のパソコンで同時にデータを参照でき共有しやすくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスキング作業の工程が大きく変わる。</li> <li>・データ上にマスキングを行うことでデータ容量が増え、ホームページの掲載作業が煩雑になる。</li> <li>・パソコン画面でマスキングを行うにあたり、細かな非公開情報に対し、マスキング漏れが生じるおそれがある。</li> <li>・電磁的記録による閲覧に供する場合は、閲覧者用に複数のパソコンを配備する必要がある。</li> </ul>

### 2 オンライン化による課題

#### (1) 提出方法

- ・ 政務活動費に係る手続きのオンライン化により、会派及び議員の事務の効率化が想定されるが、その一方で、個人情報などセキュリティ上のリスクが課題となる。
- ・ オンラインによる提出方法については、新たな政務活動費交付金に係る電子申請システムの導入が考えられるが、予算やシステム設計などの検証を行う必要があることから、改正地方自治法が施行される令和6年4月1日までに実施することは困難である。
- ・ その他、オンラインによる提出方法として、電子メールによる送付も考えられるが、行政手続きに電子メールを使用することは情報漏洩をはじめとしたセキュリティ上の重大なリスクを伴うため、オンライン手続きの手法として取扱うことは難しい。
- ・ こうしたことから、現状において実現可能な提出方法としては、オンライン化ではなくUSBやCD-ROM等の電子媒体による電磁的記録の提出（デジタル化）に限られるが、これについても電子媒体の紛失による個人情報漏洩などのリスクが想定される。

#### (2) 作業

電磁的記録による提出を可能とした場合、会派または議員によって、提出方法が電磁的記録による方法と紙による方法が併用で行われることが想定されるため、事務局の作業が煩雑になるおそれがある。

#### (3) 閲覧者対応

議長提出書類を電磁的記録により管理する場合、紙媒体による閲覧を希望する者に対して、紙媒体での閲覧も可能とするか検討が必要となる。

また、閲覧申請をオンラインでも行うのか検討する必要がある。（これについては、全国都道府県議長会において、マイナポータルを用いた申請について検討中である。）